

平成29年度 危機管理・くらし安心局運営プログラム

<短期アクションプランの目標指標（H32）>	
自主防災組織率：95%（H29年4月1日：88.1%）	
雪害による死亡者数：0人（H28年度：5人）	
刑法犯認知件数：4,896件未満（H28年：4,896件）	
交通事故死傷者数：6,000人以下（H28年：7,698人）	

主要事業及び重要業績評価指標（KPI）等一覧

番号	主要事業	主な取り組み内容	KPI（H29計画値）	短期APにおける位置づけ (テーマ-施策-主要事業)
1	総合的な危機対応力の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ○自助・共助による地域防災力の強化 ○災害対応体制の強化 ○緊急事態への対応力の強化 ○東日本大震災からの復興支援 ○災害時の福祉支援体制の充実強化 	防災訓練参加者数：32,000人 防災行政無線など情報一斉伝達システム 導入市町村の割合：85.7%	2-4-(1) 2-4-(2)
2	医療提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○県救急情報データベース構築に向けた検討 	なし	2-1-(1)
3	犯罪の予防と検挙及び交通事故防止のための取り組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○治安対策の強化 ○犯罪被害者支援の充実 ○交通事故防止対策の強化 	交通事故死者数：33人以下	2-5-(1)
4	消費生活や食などの安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者教育・啓発の充実 ○消費生活相談体制の充実・強化 ○福祉関係団体等と連携した見守りによる高齢者・障がい者等の消費者被害防止の推進 ○多重債務者対策の推進 ○食の安全・安心の確保 ○動物愛護の推進 	消費生活サポーター数（経験者含む）：120人	2-5-(3)

		危機管理・くらし安心局	
番号	主要事業	K P I	H29計画値
			直近値
1	総合的な危機対応力の充実強化	防災訓練参加者数	32,000人
			33,211人 (H28年度)
		防災行政無線など情報一斉伝達システム導入市町村の割合	85.7%
			82.9% (H28年度末)
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策4－主要事業(1) 総合的な危機対応力の充実強化 テーマ2－施策4－主要事業(2) 災害時医療救護・福祉支援体制の充実強化	

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取り組み状況〕

- 自助・共助による地域防災力の強化
 - ・県民等の役割や責務及び取り組むべき事項を定めた「県防災基本条例」を制定
 - ・自主防災組織率の低い市町に対する組織化の働きかけ
 - ・自主防災組織の活発な活動を促進するための防災士の養成、自主防災組織の訓練に対する補助
 - ・県や市町村が実施する総合防災訓練への住民参加の促進
 - ・確実な災害対応が行えるよう状況付与型図上防災訓練等各種訓練の実施
 - ・雪下ろし時の留意点等を記載したチラシ・ポスターの配布、「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」を発表しての雪害事故防止の注意喚起
 - ・大学生に対する消防団加入促進キャンペーンの実施、女性消防団員意見交換会の開催、やまがた消防団応援事業の創設による消防団員の加入促進、消防団の活性化を推進
- 災害対応体制の強化
 - ・情報一斉伝達システムの早期整備のための支援
 - ・火山防災マップの作成、津波浸水想定等、火山・津波防災対策の実施
- 緊急事態への対応力の強化
 - ・国、村山市、天童市と共同で、大規模テロを想定した山形県国民保護共同図上訓練を実施
- 東日本大震災からの復興支援
 - ・避難者のニーズの把握（アンケート調査等）
 - ・「やまがた避難者支援協働ネットワーク」に参画する関係団体と連携した相談・交流会の開催
 - ・住まい対策の推進及び避難者への情報提供（借上げ住宅の提供、個別相談への対応等）
- 災害時の福祉支援体制の充実強化
 - ・避難所の環境整備など要配慮者支援対策のための指針の策定及び福祉避難所指定の推進

〔評価・課題等〕

- 自助・共助による地域防災力の強化
 - ・防災基本条例を踏まえ、県民に対する日ごろの備えの重要性や災害時の行動等の周知、自主防災組織の組織化の向上、防災マップ等を活用した実践的な訓練の実施などを推進していく必要がある。
 - ・雪害事故防止については、雪下ろし事故等の発生リスクが高い時期に注意喚起等を行ってきたが、死亡につながる重大事故が発生している。
 - ・消防団員数の長期的な減少、高齢化がみられる。
- 災害対応体制の強化
 - ・災害関連情報等を住民に一斉に伝達する防災行政無線等の未整備市町村がある。非常時に備え、火山、津波等防災対策等を進めていく必要がある。
- 緊急事態への対応力の強化
 - ・国民保護訓練と検証を繰り返すことにより、対処・措置能力を向上・持続していく必要がある。
- 東日本大震災からの復興支援
 - ・避難者の支援に関しては、関係機関・団体との連携により、避難者に相談や交流の場を提供するとともに、アンケート調査に基づきニーズに対応した支援を行った。避難生活の長期化により、避難者は経済的負担の増加と精神的な不安を抱えているため、引き続ききめ細かな支援が必要である。
- 災害時の福祉支援体制の充実強化
 - ・全市町村において福祉避難所の指定は行われているが、まだ絶対数が少ないことから、福祉避難所における受入れ体制の充実を図る必要がある。

〔今後の推進方向等〕

- 自助・共助による地域防災力の強化
 - ・県民や事業者等に対して防災基本条例の趣旨を周知・啓発し、県民等の防災意識の醸成を図っていく。
 - ・大規模災害時に、住民及び近隣同士の防災対応力を向上させるため、自主防災組織の組織率を向上させ、各種訓練等を通じ活動の活性化を図っていく。
 - ・雪害事故防止のため安全な雪下ろしや除排雪作業の普及促進について市町村及び関係部局と連携して取り組んでいく。
 - ・キャンペーン実施等による消防団への女性や若者の加入促進を図るとともに、やまがた消防団応援事業の推進及び表彰により消防団の活性化を図る。
- 災害対応体制の強化
 - ・避難勧告等住民に一斉に伝達するための防災行政無線システム等の整備を進めていく。また、引き続き火山、津波防災対策等に取り組んでいく。
- 緊急事態への対応力の強化
 - ・毎年度国民保護訓練を実施することで、対処・措置能力の向上と継続を図る。
- 東日本大震災からの復興支援
 - ・関係機関・団体と引き続き連携し、避難者のニーズを踏まえたきめ細かな支援を行う。借上げ住宅の提供及び避難者ニーズに沿った情報の提供に引き続き取り組むとともに、本県独自の支援として県職員公舎に入居した避難者に対しては、生活サポート相談、就労支援等の自立支援施策等を活用し、生活再建を支援する。
- 災害時の福祉支援体制の充実強化
 - ・要配慮者受入れ体制を構築するため、福祉避難所の更なる指定促進を進めていく。

〔平成29年度の主な取組項目と事務事業〕

- 自助・共助による地域防災力の強化
 - ・条例の趣旨等をまとめた県民向けのパンフレットを作成し、庁舎等に配備するとともに、県が主催する講演会や訓練等の機会をとらえて周知
 - ・防災フォーラム等の開催 ・各種防災訓練等の実施 ・自主防災組織活動活性化の支援 ・地域防災力の中心的役割を担う人材の育成
 - ・「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」の発表による注意喚起、雪下ろし時の留意点等を記載したチラシ、ポスターの配布等による雪害事故防止
 - ・大学生の消防団員の加入促進キャンペーンの継続実施 ・やまがた消防団応援事業の協力店舗の拡充（消防団員の確保及び活動意欲の向上）
- 災害対応体制の強化
 - ・市町村防災行政無線等整備への支援 ・鳥海山噴火警戒レベルの導入、津波災害警戒区域指定に向けた検討など、火山、津波防災対策の実施
- 緊急事態への対応力の強化
 - ・国、酒田市、鶴岡市との共同による山形県国民保護共同図上訓練の実施
- 東日本大震災からの復興支援（避難者のニーズを踏まえたきめ細かな支援の展開）
 - ・避難者アンケート調査の実施等による避難者のニーズの把握と支援の実施、検討
 - ・「やまがた避難者支援協働ネットワーク」に参画する関係団体と連携した意見交換会、今後の暮らし相談会、支援者支援研修会の開催
 - ・避難者向け借上げ住宅の提供、県職員公舎等の無償提供及びエアコンの設置
- 災害時の福祉支援体制の充実強化
 - ・避難所の環境整備や福祉避難所の指定促進及び要配慮者受入れ体制整備に向けて、市町村との検討及び意見交換

危機管理・くらし安心局			
番号	主要事業	K P I	H29計画値
			直近値
2	医療提供体制の整備	なし	—
			—
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策1－主要事業（1）医療提供体制の整備	

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取組み状況〕

- ICTを活用した救急活動の効率化・対応力の向上による救急搬送体制の強化
 - ・ 消防機関における救急情報データベース構築の現状と課題を把握
 - ・ 救急告示医療機関の検証医からの意見等を聴取
 - ・ 県情報企画課との連携（総務省IoTサービス創出支援事業の適否、地域情報化アドバイザー派遣制度の活用）

〔評価・課題等〕

- 消防機関及び医療機関からの意見を踏まえた検討結果は、次のとおり
 - ・ IoTサービス創出支援事業を活用した新たなモデル提案は、病院前救護における効率化等のメリット、費用負担の点から消防機関の合意が困難
 - ・ 一方で、救急活動記録票や検証票等のデータベース化は、検証医や県の救急担当者の負担軽減につながるるとともに、データ蓄積は救急隊の教育や業務のレベルアップのための分析に有効

〔今後の推進方向等〕

- 県救急情報データベース構築事業の推進
 - ・ 救急救命士による薬剤投与等の特定行為等の検証結果を分析することにより、救急業務の更なる対応力の向上が図られることから、県情報政策課の協力を得て、システム構築に向けた検討会を開催し新たな事業計画案を策定していく
- 消防・医療のシステム化（検証票等のデータベース化）について、独自財源で検討、具体化を進めていく
 - ※H29の検討は県情報政策課からの配当替。具体的な事業化は地域医療介護総合確保基金の活用で調整していく

〔平成29年度の主な取組項目と事務事業〕

- 県救急情報データベース構築に向けた検討
 - ・ 消防機関、医療機関（救急専門医・検証医）、開発企業、県のほか、総務省IT専門家を招聘した検討会の開催
 - ・ 県救急業務データベース構築事業計画（案）の策定

		危機管理・くらし安心	
番号	主要事業	K P I	H29計画値
			直近値
3	犯罪の予防と検挙及び交通事故防止のための取組みの強化	交通事故死者数	33人以下
			42人以下 (H25年～H28年平均)
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策5－主要事業(1) 犯罪の予防と検挙及び交通事故防止のための取組みの強化	

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取組み状況〕

○治安対策の強化

- ・犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議による第2次計画の評価・検証
- ・防犯指導者講習会の実施
- ・防犯関係団体と連携協働した防犯活動の実施
- ・「第3次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」の策定

○犯罪被害者支援の充実

- ・犯罪被害者支援に係る広報啓発の推進
- ・犯罪被害者支援担当者研修会の実施、「犯罪被害者支援県民のつどい」の開催
- ・「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」を拠点とした性暴力被害者支援活動の推進

○交通事故防止対策の強化

- ・「第10次山形県交通安全計画」の策定
- ・歩行者教育支援システム等を活用した高齢者交通安全教室の開催、夜光反射材の効用啓発・着用普及活動、自転車交通事故防止に向けた取組み
- ・各季の交通安全運動における事故防止活動の展開

〔評価・課題等〕

- 犯罪に発展するおそれが高い子どもへの声かけ事案や高齢者を狙った特殊詐欺が依然として後を絶たないことから、第3次推進計画に基づく各種施策の着実な実施と地域防犯活動の活性化による県民の防犯意識の向上が必要である。
- 防犯ボランティアなど防犯活動従事者が高齢化、固定化し後継者不足が課題となっており、活動を活性化させるための支援が必要である。
- 犯罪被害者の視点に立った支援策の広報や啓発、やまがた性暴力被害者サポートセンターの更なる周知が必要である。
- 高齢者や子どもなどの交通弱者に対する交通事故防止対策が必要である。

【今後の推進方向等】

- 防犯指導者講習会の開催により地域防犯リーダーの育成と活動従事者のスキルアップを図るとともに、防犯出前講座の開催により地域住民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の促進を図る。
- 防犯ボランティア団体（市町村防犯協会、青色パトロール隊、子ども見守り隊）の活動に対し助成を行う。（市町村に1/2を補助）
- 「犯罪被害者支援県民のつどい」を通して被害者支援への理解と協力の確保など積極的な広報啓発を行う。
- やまがた性暴力被害者サポートセンターの運営支援や「性犯罪・性暴力被害者支援促進交付金」の活用による財政的支援を行う。
- 運転者の基本ルール遵守徹底や高齢者と子どもの交通事故防止、飲酒運転の撲滅など、交通安全思想の普及を図るため、交通マナーアップ県民運動を展開する。
- 高齢者交通死亡事故警報の発令や高齢者の交通事故防止推進強化月間の設定、夜光反射材の普及啓発、参加・体験型の交通安全教室の実施（高齢者交通事故防止アドバイザー派遣事業）などにより、高齢者の交通事故防止を図っていく。

【平成29年度の主な取組項目と事務事業】

- 治安対策の強化
 - ・防犯指導者講習会及び防犯出前講座の開催等
 - ・市町村を通じた防犯ボランティア活動への支援の展開
- 犯罪被害者支援の充実
 - ・犯罪被害者支援講演会の開催等による犯罪被害者への県民の理解促進
 - ・「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」における相談・支援の充実
- 交通事故防止対策の強化
 - ・年間を通じた「交通マナーアップ県民運動」や各季における県民運動等、県民総ぐるみでの交通安全運動の展開
 - ・参加・体験型交通安全教室の開催等、交通安全教育の展開
 - ・運転免許自主返納制度の周知等

		危機管理・くらし安心局	
番号	主要事業	K P I	H29計画値
			直近値
4	消費生活や食などの安全・安心の確保	消費生活サポーター数（経験者含む）	120人
			110人（H28年度）
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策5－主要事業（3）消費生活や食などの安全・安心の確保	

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取組み状況〕

- 消費者教育・啓発の充実
 - ・消費生活出前講座の実施
 - ・消費生活サポーターの活用（消費生活出前講座の講師、地域のイベント等における啓発活動等）
- 消費生活相談体制の充実・強化
 - ・専門機関等が実施する研修会への県相談員の派遣
 - ・市町村相談担当者を対象とした研修会の開催やOJT研修の実施
 - ・県消費生活センターによる市町村相談窓口への助言等
- 老人福祉団体等と連携した高齢者消費者被害防止の見守りのための啓発活動
 - ・老人福祉団体による啓発資料の作成・配布
 - ・ラジオスポットによる啓発広報
 - ・街頭等での啓発活動
- 多重債務者対策の推進
 - ・弁護士会等と連携した多重債務に関する法律相談会の開催
- 食の安全・安心の確保
 - ・保健所によるHACCP導入希望施設への普及啓発や積極的な助言の実施
 - ・ノロウイルスや食品表示法をテーマにした「食の安全フォーラム」の開催による、生産者・消費者・食品等事業者・行政の相互理解の促進
 - ・食の安全に関する情報を定期的に食品販売店等の店頭に掲示する「食の安全ほっとインフォメーション」の協力事業所を増加し、食の安全に関する正しい知識の普及
- 動物愛護の推進
 - ・動物愛護の普及・啓発を図るため、新たにボランティアとして「動物愛護推進員」を委嘱し、保健所と推進員で地域に密着した動物愛護に係る協働活動を開始

〔評価・課題等〕

- 悪質商法や特殊詐欺の被害が後を絶たないため、特に若者期や高齢期を重点的に、消費生活の情報提供や啓発を行っていく必要がある。また、地域における消費者啓発活動においては、県民ボランティアである消費生活サポーターの役割が重要である。
- 消費生活相談は、県と市町村を合わせて年間約8,000件あるが、市町村で受ける相談割合が高くなっており、県によるサポートの必要性が高まっている。消費生活相談の内容は複雑化・多様化していることから、適切に対応していく必要がある。
- 高齢者に係る消費生活相談の割合が高まっていることなどから、判断力が不十分な高齢者等の消費者被害防止を図る必要がある。

- 相談に訪れたことのない多重債務者を、救済に向けて法律相談に誘導していく必要がある。
- HACCP導入施設数の増加が認められたが、国は将来的に全ての食品等事業者に対するHACCPの義務化を検討しており、更に普及啓発を行う必要がある。
- 「食の安全フォーラム」については、今後も県民に関心の高いテーマを選定し開催する。
- 「食の安全ほっとインフォメーション」の協力事業所は順調に増加している。今後更なる事業所数の増加を目指し情報の共有を図る。
- 犬・猫の致死処分数の減少対策など、県内4地域でそれぞれ課題が異なるため、地域に合った動物愛護活動を「動物愛護推進員」と協働で展開していく必要がある。

【今後の推進方向等】

- 啓発効果の高い消費生活出前講座は、福祉団体等の関係機関と連携し、より一層の活用が図られるようにしていく。さらに、新たに県が消費生活講座を企画し、消費生活に必要な情報を誰もが得られる機会を県民に提供していく。また、消費生活サポーターは毎年度、新規委嘱者10名を目標として増やしていく。
- 県相談員及び市町村相談担当者の資質の維持向上のため、研修機会を確保していく。また、県消費生活センターと市町村相談窓口の連携を図っていく。
- 高齢者・障がい者等の消費者被害防止のため、福祉関係者による見守りを推進していく。
- 市町村、弁護士会等と連携して各市と県の4消費生活センターで開催する無料法律相談会の開催周知に努めていく。
- HACCPの導入について、講習会の開催等により更なる普及啓発を図るとともに、導入希望施設に対し積極的な助言を行い導入促進する。
- 消費者・生産者・食品等事業者・行政間の更なる信頼関係の構築を図るため、県民に関心の高いテーマを選定し「食の安全フォーラム」を開催する。
- 「食の安全ほっとインフォメーション」では、引続き掲示施設数の増加を図り、より多くの県民に食の安全に関する正確な情報を提供する。
- 犬・猫の譲渡推進や適正飼養の普及啓発のため、犬・猫の致死処分数の減少や所有者のいない猫への対策を「動物愛護推進員」と協働で展開していく。

【平成29年度の主な取組項目と事務事業】

- 消費者教育・啓発の充実
 - ・消費生活出前講座の開催
 - ・県が企画する消費生活講座（消費者力アップ講座）の開催
 - ・消費生活サポーターの増加と更なる活用（消費生活出前講座の講師の増、地域のイベント等における啓発活動への参加促進等）
- 消費生活相談体制の充実・強化
 - ・専門機関等が実施する研修会への県相談員の派遣
 - ・市町村相談担当者を対象とした研修会の開催やOJT研修の実施
 - ・県消費生活センターによる市町村相談窓口への助言等
- 福祉関係団体等と連携した見守りによる高齢者・障がい者等の消費者被害防止の推進
 - ・地域包括支援センター、介護事業所、高齢者等の家族等への見守りポイントの周知
- 多重債務者対策の推進
 - ・弁護士会等と連携した多重債務に関する法律相談会の開催及び周知の強化
- 食の安全・安心の確保
 - ・HACCP講習会の開催による食品等事業者への更なる普及啓発
 - ・「食の安全フォーラム」の開催等による、消費者・生産者・食品等事業者・行政間の食の安全安心に関する相互理解の促進
 - ・「食の安全ほっとインフォメーション」の協力事業所増加に向けた普及の推進
- 動物愛護の推進
 - ・動物愛護教室や動物愛護フェスティバルの開催による、「動物愛護推進員」や動物愛護団体等と協働した犬・猫の譲渡の推進や適正飼養の普及啓発